

# 山口県報

平成21年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

規則  
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一  
教委規則  
教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則……………二  
教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二  
公安委規則  
警察署協議会規則の一部を改正する規則……………二  
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………二  
公安委規則……………二  
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程……………三



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二十六号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成二十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の八を第一条の九とし、第一条の二から第一条の七までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(条例別表第一号の七への規則で定める事務)

第一条の二 条例別表第一号の七への規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下この条において「省令」という。)(第二条第一項第二号イの規定による認定をすること。

二 省令第二条第一項第二号ロの規定による認定をすること。

三 省令第三条第三項の規定による認定をすること。

四 省令第三条第一項の規定による届出を受けること(同条第五項において準用する場合を含む。)

五 省令第三条第二項の規定による確認をし、及び同項の規定により提示又は提出を求めること(同条第五項において準用する場合を含む。)

第五条の次に次の一条を加える。

(条例別表第十八号の六ホの規則で定める事務)

第五条の二 条例別表第十八号の六ホの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号。以下この条において「規則」という。)(第四条第三項の規定による届出を受理すること。

二 規則第六条の規定による届出を受理すること。

三 規則第七条の規定による届出を受理すること。

四 規則第八条の規定による届出を受理すること。

五 規則第九条の規定による届出を受理すること。

六 規則第十条の規定による報告を受けること。

七 規則第十一条第一項の規定による届出を受理すること。

第十一条第四項中「別表第三十五号二」を「別表第三十五号ホ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第三十五号二の規則で定める書類は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく同法第三条第一項の規定による申請、同法第八条第一項(同法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による交付、同法第八条第三項の規定による交付、同法第十条第一項ただし書の規定による申請、同法第十二条第一項の規定による申請及び同法第十七条第一項の規定による届出に関する事務に係る書類のうち知事が別に定めるものとする。

### 附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。



教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第一号**

教育委員会が任命する現業職員の給与の特例に関する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）の適用を受ける職員の給料月額（教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県教育委員会規則第十四号。以下「現業職員給与改正規則」という。）附則第八項の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、規則第四条から第九条まで並びに現業職員給与改正規則附則第七項及び第八項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に百分の一・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額は、規則第四条から第九条まで並びに現業職員給与改正規則附則第七項及び第八項の規定により定められる額とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第二号**

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会

規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「二十五時間」を「二十四時間三十五分」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

第八条中「三十二時間」を「三十一時間」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

第九条第二項中「十六時から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に、「四十」を「三十八・七五」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第一号**

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成十三年山口県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第五号中「山口県小野田警察署協議会」を「山口県山陽小野田警察署協議会」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員会

**山口県公安委員会規則第二号**

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び一隊」を、「一隊及び一隊」に、「科学捜査研究所」を「科学捜査研究所」に改め、同条第五項中「三課」を「四課」に、「警備課」を「警備捜査隊」に改め、同条第六項中「警務部警察県民課に犯罪被害者対策室」を「警務部総務課に取調べ監督管理室を、警務部警察県民課に犯罪被害者支援室」に改め、「刑事部捜査第一課に機動捜査隊を」を削る。

第四条第一項総務課に関する部分中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 被疑者取調べの監督に関する事。

第四条第一項警察県民課に関する部分第八号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同部分に次の一号を加える。

十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関する事。

第四条第三項中「及び所」を、「所及び隊」に改め、同項捜査第一課に関する部分中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項に次のように加える。

機動捜査隊

機動捜査活動に関する事。

第四条第五項警備課に関する部分第二号中「地域課」の下に「及び警備対策課」を加え、同部分第三号及び第四号中「こと」の下に「（警備対策課の主管に属するものを除く。）」を加え、同部分の次に次のように加える。

警備対策課

一 第六十六回国民体育大会、第十一回全国障害者スポーツ大会その他これらに類するもの（以下「国体等」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関する事。

二 国体等の開催に伴う警備、警護、関係機関との連絡調整等に関する事。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項警察県民課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表個数の欄中「二一」を「一七」に、「二〇」を「一六」に改め、同表保管者の欄中「山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長」を「山口県岩国警察署岩国西幹部交番所長、山口県岩国警察署広瀬幹部交番所長、山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長、山口県柳井警察署平生幹部交番所長」に改め、「山口県宇部警察署船木交番所長」の下に「山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長」を加える。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）